

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【上松町】

(令和7年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示(B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
公営住宅への入居申込み（世帯としての申込み）	○		総務課 管財住宅係	0264-52-4801	
パートナーが親権者と共に使う保育施設への入所申込み		○	教育委員会子育て支援係	0264-52-4900	
税関係証明書交付の代理申請（委任状を省略）	○		企画財政課税務係	0264-52-4901	パートナーと住民票同一世帯に限り、届出受領証等の提示により委任状を省略し申請することができます。（一部パートナーと同一住所で申請可のものあり。）
罹災証明の代理申請（委任状を省略）	○		企画財政課税務係	0264-52-4901	パートナーと住民票同一世帯に限り、届出受領証等の提示により委任状を省略し申請することができます。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	企画財政課税務係	0264-52-4901	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
保育所・学童保育所への送迎		○	教育委員会上松保育園	0264-52-2086	
要介護認定の代理申請		○	住民福祉課福祉係	0264-52-5550	
職員の福利厚生等		○	総務課総務係	0264-52-4801	町職員が対象です。
職員互助会の給付	○		総務課総務係	0264-52-4801	町職員が対象です。